

地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用した令和元年度（2019年度）北海道計画掲載事業（※）実施希望調査事業一覧

※北海道保健福祉部地域医療課医療政策グループ所管事業分

事業名	事業内容	事業対象者	補助基準額 (補助率を乗じる前の額)	補助率
1 病床機能分化・連携促進基盤整備事業(令和2年度(2020年度)の実施予定も確認)				
(1) 施設整備事業 ※一部変更	①急性期病床から回復期病床等への病床転換などに必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費を補助	病院	5,187,500円×転換前病床数	1/2以内
	②医療施設等への機能転換(病床のダウンサイズに伴う診療所等の整備や診療機能強化等)に必要な施設の増改築・改修に要する工事費又は工事請負費を補助	病院	5,022,500円×転換前病床数	1/2以内
	③病院機能の再編・ネットワーク化に必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費を補助	医療機関	5,187,500円×整備する病床数 病床を整理する場合は 5,022,500円×整理する病床数	1/2以内
(2) 設備整備事業 ※一部変更	①急性期病床から回復期病床等への病床転換などに伴い必要となる医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする病院において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費(在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く)を補助 なお、在宅医療を実施している、または実施しようとしている病院とは、当該年度内において診療報酬上の在宅療養支援病院や在宅療養後方支援病院となっていること。	病院	10,800千円	1/2以内
	②医療施設等への機能転換(病床のダウンサイズに伴う診療所等の整備や診療機能強化等)に必要な医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする病院(診療所)において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費(在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く)を補助 なお、在宅医療を実施している、または実施しようとしている病院(診療所)とは、当該年度内において診療報酬上の在宅療養支援病院(診療所)や在宅療養後方支援病院となっていること。	病院	10,800千円	1/2以内
	③病院機能の再編・ネットワーク化に伴い必要となる医療機器等及び在宅医療を実施している、または実施しようとする病院(診療所)において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費(在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く)を補助 なお、在宅医療を実施している、または実施しようとしている病院(診療所)とは、当該年度内において診療報酬上の在宅療養支援病院(診療所)や在宅療養後方支援病院となっていること。	医療機関	10,800千円 基準額については、原則、病院単位とするが、知事が認める場合は、上記を上限として再編・ネットワーク化を行う補助事業者間で分けることも可とする。	1/2以内
(3) 理学療法士等確保事業	急性期から回復期病床などへの病床転換を行う病院において、新たに理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)を雇用する経費を補助	病院	年間4,200千円 (開始時期等により異なる)	1/2以内
(4) 理学療法士等研修事業 ※一部変更	理学療法士等を所属外の病院で技術研修を受講させる場合や指導的理学療法士の派遣を受ける場合の病院を支援	病院	受講料@10千円×240日 指導的職員派遣@40千円×240日	1/2以内

事業名	事業内容	事業対象者	補助基準額 (補助率を乗じる前の額)	補助率
2 患者情報共有ネットワーク構築事業(令和2年度(2020年度)の実施予定も確認)				
(1) 患者情報共有ネットワーク構築事業	医療機関等相互における役割分担、連携の推進、救急医療の効率化を図るためのICTネットワーク設備整備に対し補助(介護事業者を含む。)	医療機関 市町村 医師会	病院 30,000千円 診療所 20,000千円	1/2 以内
(2) 患者情報共有ネットワーク導入アドバイザー	ICTネットワーク導入に向けICT専門家からアドバイスを受けるために必要な費用に対し補助	医療機関 市町村 医師会	823千円	10/10 以内
(3) 防災用診療情報バックアップ事業	津波などによる診療情報流出防止のために、安全な地域に電子カルテ情報を保存するためのサーバ整備に対し補助	病院	12,000千円	1/2 以内
3 遠隔医療促進事業(令和2年度(2020年度)の実施予定も確認)				
(1) 設備整備事業	遠隔地の医療機関と遠隔医療を実施するためのビデオ会議システム(※)の設備整備に対し補助 ※救急対応時等のモバイル端末による画像相談システムを含む。	医療機関	支援する機関 3,000千円 支援を受ける機関 2,000千円	1/2 以内
(2) 遠隔相談事業	この補助金等によりビデオ会議システムを導入した医療機関に対して、専門医等がビデオ会議システムを活用して相談・助言を行うことについて支援する事業	医療機関	1時間8千円 (1週間5時間上限)	10/10 以内
(3) 在宅患者遠隔支援事業 ※一部変更	ICTを活用したコミュニケーションツール等の設備整備を行い、在宅患者等の遠隔医療等を行うことについて支援する事業	離島、過疎地等の市町村	①設備整備事業 5,000千円 ②導入運営事業 2,699千円	①1/2 以内 ②10/10 以内
4 在宅医療提供体制強化事業				
(1) 在宅医療グループ診療運営事業	○在支診・在支病等医療機関の医師を指導役とし、在宅医療未経験の医師らとグループを編成し、日常診療時の支援や多職種カンファレンス等を通じて新たな在宅医を養成 ○グループの医師相互に夜間休日不在時の代診制 ○在宅患者急変時の受け入れを担う医療機関をグループに加え、後方病床確保 ※指導役の医師及び諸調整を行う職員の人件費、代診・後方病床受け入れを行った医療機関に補助 ※在支診・病以外が実施主体となる場合は、小児の在宅医療に係る経費のみを補助対象とする。	医療機関 郡市医師会 市町村	年額6,030千円 (開始時期等により異なる)	10/10 以内
(2) 在宅医療グループ診療運営事業	○グループ制がとれない在宅医療を担う医療機関が少ない地域(※)において、在宅医療を新たに、又は拡充して実施する際に要する次の費用に対し補助 ・夜間休日不在時の代診にかかる費用 ・後方病床の確保費用 ・半径16kmを越えた訪問診療(診療報酬算定不可)に要する経費 ※ 在支診・在支病の合計数が3以下の市町村	医療機関 郡市医師会 市町村	年額2,430千円 (開始時期等により異なる)	10/10 以内
(3) 在宅医療推進事業	①訪問看護ステーションがない(不足する)地域に市町村自ら設置若しくは参入した事業者へ補助した場合、初度設備・運営経費を補助 ②看取り、緩和ケアなど在宅医療の充実に資する研修等の実施に補助	市町村	①年額4,300千円 (開始時期等により異なる) ②1,000千円	1/2 以内
(4) 訪問診療用ポータブル機器等整備事業	訪問診療に使用する医療機器(エコー、心電計、X線等)の整備に補助	医療機関 郡市医師会	医療機関 3,000千円 郡市医師会 6,000千円	1/2 以内

事業名	事業内容	事業対象者	補助基準額 (補助率を乗じる前の額)	補助率
5 小児等在宅医療連携拠点事業				
(1) 小児等在宅医療連携拠点事業(全道事業)	在宅医療を必要とする小児等が、地域で安心して療養できるよう、全道単位の次の事業を実施するための諸経費を補助 ①住民への普及啓発 ②人材育成 ③地域モデル事業実施事業者等への支援	医療機関 指定訪問看護事業者 医師会 市町村 福祉サービス等を実施している法人	8,033千円	10/10以内
(2) 小児等在宅医療連携拠点事業(地域モデル事業)	在宅医療を必要とする小児等が、地域で安心して療養できるよう、地域単位で行う次の事業を実施するための諸経費を補助 ①関係者の連携強化に向けた取組(意見交換会の開催や地域の医療・福祉等の資源を整理した情報周知等) ②患者・家族に対する相談等支援	医療機関 指定訪問看護事業者 医師会 市町村 福祉サービス等を実施している法人	1,372千円	10/10以内
6 医療勤務環境改善支援事業				
医療勤務環境改善支援事業	医療機関による主体的な勤務環境改善の取組の推進により、医療従事者の確保を図るための次の事業を実施するための諸経費を補助 ①勤務環境改善に係る研修会等の実施 ②経営診断や職員満足度調査等の実施 ③就業規則等の諸規定の整備等 ④医師事務作業補助者の配置 ※事業対象者は、次の全ての条件を満たすことが必要 ・「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」に基づき、勤務環境改善計画を策定し、又は策定に着手していること。 ・北海道医療勤務環境改善支援センターと連携して事業を実施すること。	医療機関	3,000千円	1/2以内
7 医療機関・住民交流推進事業				
医療機関・住民交流推進事業	医療従事者にとって魅力ある病院・まちづくりを進め、医療従事者の離職防止や就業確保などにより、地域医療の確保・地域の活性化を図るための次の事業を実施するための諸経費を補助 ①地域医療を守るための講演会等開催事業 住民視点での医療のあり方・受け方や、医療機関等(医療従事者等)の負担軽減を図ることの必要性などについて理解を深める。 ②地域住民と医療従事者との交流事業 地域住民と医療従事者が交流を図ることで、地域医療等活性化に向けた相互の理解を深める。 ③住民団体等の活動を推進するための普及啓発事業 上記①及び②に関する広報誌や掲示物を作成するなど、住民団体等の取組を推進する。	医療機関を支える取組を行う住民団体 医療機関	400千円	1/2以内

事業の詳細は下記WEBページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/newkin/R01kikinjigyoku.htm>

【問合せ先】 北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課医療政策グループ

電話(代表) 011-231-4111

担当 上記1: 高井(内線25-327)、 上記2・3・4・5: 石森(内線25-323)、 上記6・7: 向田(内線25-322)